

FAQ よくある質問

Q 1 現在、市内に住んでいますが、対象になりますか？

A 1 対象となるには、チェック表 1 の全ての条件に該当する必要があります。
ただし、既に戸建住宅にお住まいの場合は、原則、除却後新築工事加算の対象となりません。

Q 2 既に空家を購入していますが、対象となりますか？

A 2 対象となりません。
対象となるのは、「登別市空き家情報登録制度」に登録されている空家で、購入する前に市へ補助金の事前申請を行い、事前申請完了通知を受けたのち、売買契約を結んでいただくこととなります。

Q 3 登別市空き家情報登録制度に登録されていない空家は、対象になりますか？

A 3 対象となりません。

Q 4 個人でなくても空家を購入した場合は、対象となりますか？

A 4 個人に限らず、会社などの法人でも対象となります。
ただし、補助金の加算を受けることができるのは、個人が居住誘導区域内で自己の居住用の住宅を新築する場合に限りです。

Q 5 相続により取得した空家は対象となりますか？

A 5 対象となりません。また、三親等以内の者から取得した空家も対象となりません。

Q 6 昭和 57 年以降に建てられた住宅は対象になりますか？

A 6 対象となりません。
昭和 56 年以前に建てられた建物に限りです。

Q 7 居住条件や売却制限はありますか？

A 7 5 年以上は土地を売却せず所有することが条件となります。
また、補助金の加算を受けた場合は新築した住宅に 5 年以上居住することが条件となります。
※なお、宅地建物取引業者については、売却制限期間はありません。

Q 8 自分で除却工事を行う場合は、対象となりますか？

A 8 対象となりません。
建設業法第 2 条第 3 項に定める事業者などが行う場合に限りです。

Q 9 補助金を受けた場合に、空家の除却後の土地の利活用に制限はありますか？

A 9 居住誘導区域外においては、除却後に居住を目的とした跡地利用（住宅や共同住宅などの建設）をしないことが条件となります。
また、宅地建物取引業者については、居住誘導区域外においては、除却後に居住を目的とした跡地利用のために土地を売却しないことも条件となります。
なお、居住誘導区域内においては、跡地利用の制限は設けておりません。

空き家ナビ除却補助金

市民の安全で安心な居住環境を確保することを目的に、**空家を購入し除却後に住宅の新築や駐車場などとして跡地を利活用する方**に除却工事にかかる費用の一部を補助する制度です。

※この補助制度は、登別市空家等対策事業補助金交付要綱に基づくものです。

補助の対象となるか**必ず購入前**に御相談ください



◇ 補助の内容 ◇

■補助金額 **最大80万円** 補助率 **1/2** **除却工事のみも補助**

除却工事のみの場合：補助上限額 25万円

さらに、**居住誘導区域内**の空家等を除却し、**個人**が自己居住用に住宅を新築する場合は、補助上限額に 25 万円を加算するほか 18 歳未満の同居する子どもがいる場合は、子ども 1 人につき 10 万円（上限額 30 万円）を加算します。

■主な対象の条件

- ①**空家を購入する前**に市へ補助金の**事前申請**を行い、事前申請完了通知を受けたもの
- ②購入予定の空家は、**登別市空き家情報登録制度**に登録されていること。
- ③**昭和 56 年以前**に建築された空家で、**市街化区域内**又は**旧既存宅地区域内**にあること。
- ⑤除却工事を行う事業者は、原則、**登別市内**に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けていること。 など

※この他にも補助条件がありますので、詳細は補助要綱をご確認ください。

<問合せ・申請窓口>

登別市都市整備部 都市政策グループ
〒059-8701
北海道登別市中央町 6 丁目 11 番地
電話 0143-85-3230 | FAX 0143-85-8286
e-mail : t-seisaku@city.noboribetsu.lg.jp
HP: <http://www.city.noboribetsu.lg.jp/>

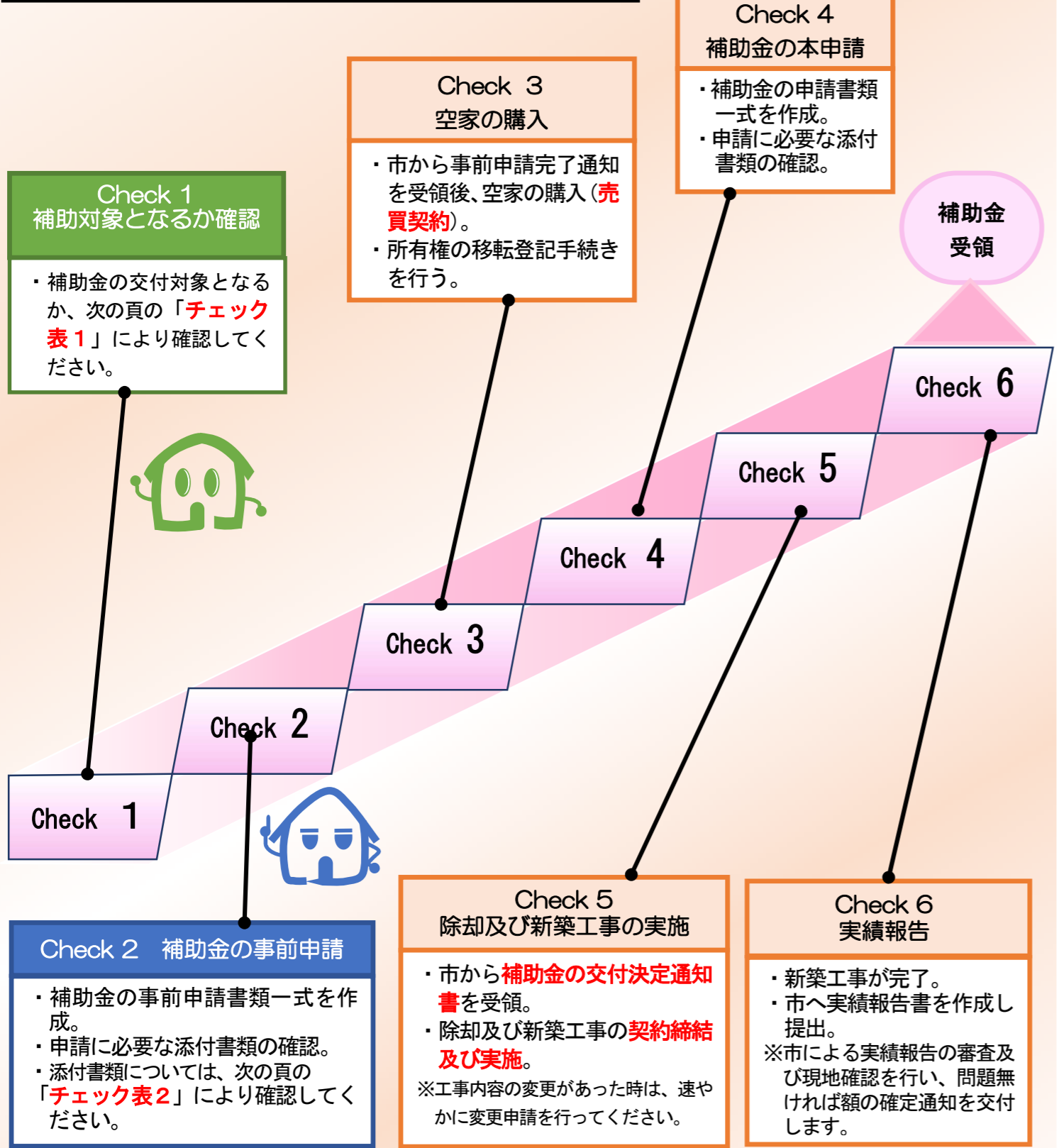
登別市
Noboribetsu city



手続きの流れ



※補助金の申請等に必要な様式は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



【Check 1】チェック表1「補助対象となるかの確認」

※補助金の交付対象となるには、「全ての項目に当てはまる」必要があります。

No	確認事項	チェック欄
1	購入予定の空家は、登別市空き家情報登録制度に登録されている空家である。	
2	購入予定の空家は、昭和56年以前に建築され建築基準法に違反していないものである。	
3	空家を購入し、空家を除却後に跡地を利活用するものである。	
4	相続や譲渡、三親等以内の者から取得する空家でない。	
5	市街化区域又は旧既存宅地域内に存する空家である。	
6	空家が居住誘導区域外の場合 ・居住を目的とした跡地利用をしない。 ・居住を目的とした跡地利用のために土地売却をしない(宅地建物取引業者に限る)。	
7	事前申請完了後に、売買契約を結ぶ空家である。 (※注1:事前申請前に購入している空家の場合は、補助対象外となります。)	
8	除却工事を行う事業者は、原則登別市内に本店又は支店、営業所若しくは出張所を設けている事業者である。	
9	宅地建物取引業者を除き、空家の除却後5年以上土地(跡地)を所有するものである。	
10	除却工事は、補助を受ける年度の3月1日までに完了するものである。	
11	所有権等を有する権利関係者の全員の同意が得られることが確実である。 (所有者が複数又は権利関係者が複数の場合に限る。)	
12	補助金の交付申請する日において、全ての登別市民税等を滞納していない。	
13	暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員ではない。	
14	同一の空家において、申請者、申請者と同じ世帯の者又は権利関係者に本補助金又は他の補助金の交付を受ける者、受けた者がいない。また、過去に本補助金を受けた空家ではない。	
15	補助金の加算を受ける場合 ・個人が居住誘導区域内で自己居住用の住宅を新築するものである。 ・加算対象のお子さんは、申請者と同居しており、年齢は申請日時時点で18歳未満である。 ・新築した住宅に5年以上居住するものである。 ・現在、既に戸建住宅に居住していない。 (ただし、借家、同居などの場合で証明することができる場合は除く。)	

※本チェック表は、あくまで目安であり、補助金の交付を確約するものではありません。

【Check 2】チェック表2「事前申請添付書類の確認」

No	項目	チェック欄
1	実施計画書(別記様式第2号)	
2	概算見積書の写し(内訳書で積算根拠が明らかになるもので、事業者の押印があるもの)	
3	位置図(附近見取り図)、配置図	
5	現況写真(申請日以前3か月以内に撮影したもの)	
6	住民票(世帯全員がわかるもの)、登記事項証明書(法人) ※申請日以前3か月以内のもの	
7	納税証明書(登別市民税(市民税、固定資産税等)など、申請日以前3か月以内のもの)	
8	工事施工業者に係る建設業者の許可を証する書類の写し(建設業許可証等の写し)	

